

御嵩町障がい者支えあいプラン

第4期御嵩町障がい者福祉計画

第7期御嵩町障がい福祉計画

第3期御嵩町障がい児福祉計画

令和6年3月

御 嵩 町

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 法律改正等の状況.....	3
4 計画の対象.....	6
5 計画期間.....	6
6 計画の策定体制.....	6
第2章 御嵩町の現状.....	7
1 障がいのある人を取り巻く状況.....	7
2 障がい福祉サービス等の実績について.....	17
3 アンケート調査結果の概要.....	20
第3章 計画の考え方.....	31
1 計画の理念.....	31
2 計画の基本的視点.....	32
3 計画の体系.....	33
第4章 第4期障がい者福祉計画.....	34
1 共生に向けた差別の解消と交流の促進.....	34
2 保健・医療の充実.....	38
3 療育・保育・教育の充実.....	40
4 雇用・就労の促進.....	44
5 福祉サービスの充実.....	46
6 生活環境の整備.....	50
7 文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	52
8 重層的支援体制の構築.....	54
第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画.....	56
1 基本指針について.....	56
2 成果目標.....	58
3 障がい福祉サービス等の利用見込みと確保方策.....	65
4 地域生活支援事業の実施に関する事項.....	71
5 障がい児通所支援等の利用見込と確保策等.....	74
第6章 計画の推進.....	77



第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、「障害者基本法」や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等、障がい福祉に関する法整備が進められてきました。

令和4年12月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立し¹、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等による、障がい者等の希望する生活を実現するための措置が求められています。

また、令和3年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し²、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

御嵩町では、平成30年3月に策定した「第3期障がい者福祉計画」、令和3年3月に策定した「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」が令和5年度に終了しますが、引き続き、障がい施策を計画的に推進するため、国際社会や国、県の動向、アンケート調査結果や障がいのある人を取りまく課題を踏まえて、「第4期障がい者福祉計画」、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」を策定します。

「障がい」「障害」の表記について

本計画の中で当該表記については、「害」という漢字に有する否定的なイメージに配慮し、人権の尊重の理念に基づき、「差別」や「不快」な感情を持つ方々の気持ちを尊重し、加えてノーマライゼーション社会の実現と意識醸成を図ることを基本スタンスとし、法令や法令上の規定、固有名詞等を除き、「障害」を「障がい」と表記することとしている。

¹ 施行日は一部を除き令和6年4月1日

² 施行日は令和6年4月1日

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

障がい者計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体、事業者、町が、それぞれに活動を行うための指針となります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和8年度の障がい者福祉の方向性をみすえたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

(2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる法定計画で、これら3つの計画を一体の計画として策定します。

障がい者福祉計画

- ◎根拠法令 障害者基本法（第11条第3項）
- ◎位置づけ 障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画
- ◎計画期間 令和6年度から令和11年度

障がい福祉計画

- ◎根拠法令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第88条）
- ◎位置づけ 障がい福祉サービス等の確保に関する計画
- ◎計画期間 令和6年度から令和8年度

障がい児福祉計画

- ◎根拠法令 児童福祉法（第33条の20）
- ◎位置づけ 障がい児福祉サービス等の確保に関する計画
- ◎計画期間 令和6年度から令和8年度